

申請漏れを防止するために行っている高額療養費の勧奨通知の対象から精神疾患、未就学児を一律に除外する取扱いの改善

～ 全国健康保険協会広島、岡山、山口及び鳥取支部からの回答要旨 ～

標記について、平成 24 年 8 月 30 日に全国健康保険協会広島、岡山、山口及び鳥取支部にあっせんしたところ、以下の取組を行うとの回答がありました。

中国四国管区行政評価局のあっせん要旨	全国健康保険協会各支部の回答要旨
<p>【全国健康保険協会広島支部長あて】</p> <p>全国健康保険協会広島支部は、高額療養費の申請漏れを防止する観点から行っている勧奨通知の趣旨に鑑み、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 広島支部における精神疾患に係る高額療養費の勧奨通知の取扱いに不適切な点があった事情を斟酌し、全国健康保険協会本部と協議の上、本件行政相談に係る対応策を検討すること</p> <p>② 上記の検討結果及びその理由を相談者に回答すること</p> <p>③ 未就学児を一律に高額療養費の勧奨通知の対象から除外する取扱いを見直すこと</p> <p>④ 高額療養費の勧奨通知の対象から一定の者を除外する取扱いを行う場合には、その旨と理由を被保険者に周知すること</p>	<p>(回答年月日：平成 24 年 9 月 26 日)</p> <p>① 勧奨通知は、高額療養費の申請漏れを防ぐための制度周知を目的として実施しているものであり、受給権の保護を目的としているものではない。高額療養費は申請主義に基づくもので、高額療養費の勧奨通知が届かないことは消滅時効の進行を妨げるものではない。現段階では、時効の到来した期間の高額療養費について正式に申請が行われているわけではないので、今後申請があれば審査の上、決定を行う。その決定に不服があれば社会保険審査官に対する審査請求を行うことが可能である。</p> <p>② 相談者に対しては、あっせんに対する回答と同内容を十分説明するとともに、相談者が希望する審査請求の具体的な手続方法について教示することとする。</p> <p>③ 未就学児については、広島県内の医療機関のレセプトについては、勧奨通知の対象とすることとした。また、広島県外の医療機関のレセプトについては、市区町村が代理受領することにより対応している例が多々あることを考慮した上で、あっせんの趣旨を踏まえて見直しを検討しており、県外医療機関分の取扱方針が決定次第、勧奨通知を行う予定である。</p> <p>④ 勧奨対象から除外する取扱いをすることによって影響が生じると考えられるケースについては、勧奨通知にその旨を記載する方法で被保険者に周知することとする。</p>

<p>【全国健康保険協会岡山支部長あて】</p> <p>全国健康保険協会岡山支部は、高額療養費の申請漏れを防止する観点から行っている勧奨通知の趣旨に鑑み、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 精神疾患を一律に高額療養費の勧奨通知の対象から除外する取扱いを見直すこと</p> <p>② 未就学児を一律に高額療養費の勧奨通知の対象から除外する取扱いを見直すこと</p> <p>③ 高額療養費の勧奨通知の対象から一定の者を除外する取扱いを行う場合には、その旨と理由を被保険者に周知すること</p>	<p>(回答年月日：平成24年9月24日)</p> <p>① 精神疾患については、平成24年6月通知分(平成23年6月レセプト)から、公費を受給していることが判別できるもの以外の高額療養費の対象者には勧奨通知を行うよう改善した。</p> <p>② 未就学児については、平成24年9月通知分(平成23年9月レセプト)から、乳幼児医療費助成事業を受給していることが判別できるもの以外の高額療養費の対象者には勧奨通知するよう改善した。</p> <p>③ 高額療養費の勧奨通知の対象から一定の者を除外する取扱いを行う場合には、その旨と理由をホームページ等の各種媒体を通じて周知を図ることとする。</p>
<p>【全国健康保険協会山口支部長あて】</p> <p>全国健康保険協会山口支部は、高額療養費の申請漏れを防止する観点から行っている勧奨通知の趣旨に鑑み、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 未就学児を一律に高額療養費の勧奨通知の対象から除外する取扱いを見直すこと</p> <p>② 高額療養費の勧奨通知の対象から一定の者を除外する取扱いを行う場合には、その旨と理由を被保険者に周知すること</p>	<p>(回答年月日：平成24年9月28日)</p> <p>① あっせんの趣旨を踏まえ、平成24年10月通知分(平成23年12月レセプト)から全レセプトを確認し、県内医療機関における「福」表示のあるレセプト(地方単独医療費助成事業の適用のあるレセプトを意味する)を除く全ての未就学児に対して勧奨する取扱いとする予定である。</p> <p>ただし、医療機関において、「福」の表示漏れがあることや、市町村が各々の裁量で行っている地方単独医療費助成事業の実施状況を把握することは困難なことから、勧奨通知の文面に一層の工夫を加えることが必要であると考えている。</p> <p>② 勧奨通知の対象から除くことにより影響が生じると考えられる場合には、その旨を被保険者に周知することとする。</p>
<p>【全国健康保険協会鳥取支部長あて】</p> <p>全国健康保険協会鳥取支部は、高額療養費の申請漏れを防止する観点から行っている勧奨通知の趣旨に鑑み、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 中学生以下の児童を一律に高額療養費の勧奨通知の対象から除外する取扱いを見直すこと</p> <p>② 高額療養費の勧奨通知の対象から一定の者を除外する取扱いを行う場合には、その旨と理由を被保険者に周知すること</p>	<p>(回答年月日：平成24年9月6日)</p> <p>これまで勧奨通知の対象から一律に除外していた中学生以下の児童については、平成24年5月通知分(23年12月レセプト)から、乳幼児・児童医療費助成事業を受給していない高額療養費の対象者には、勧奨通知する取扱いとした。</p>